

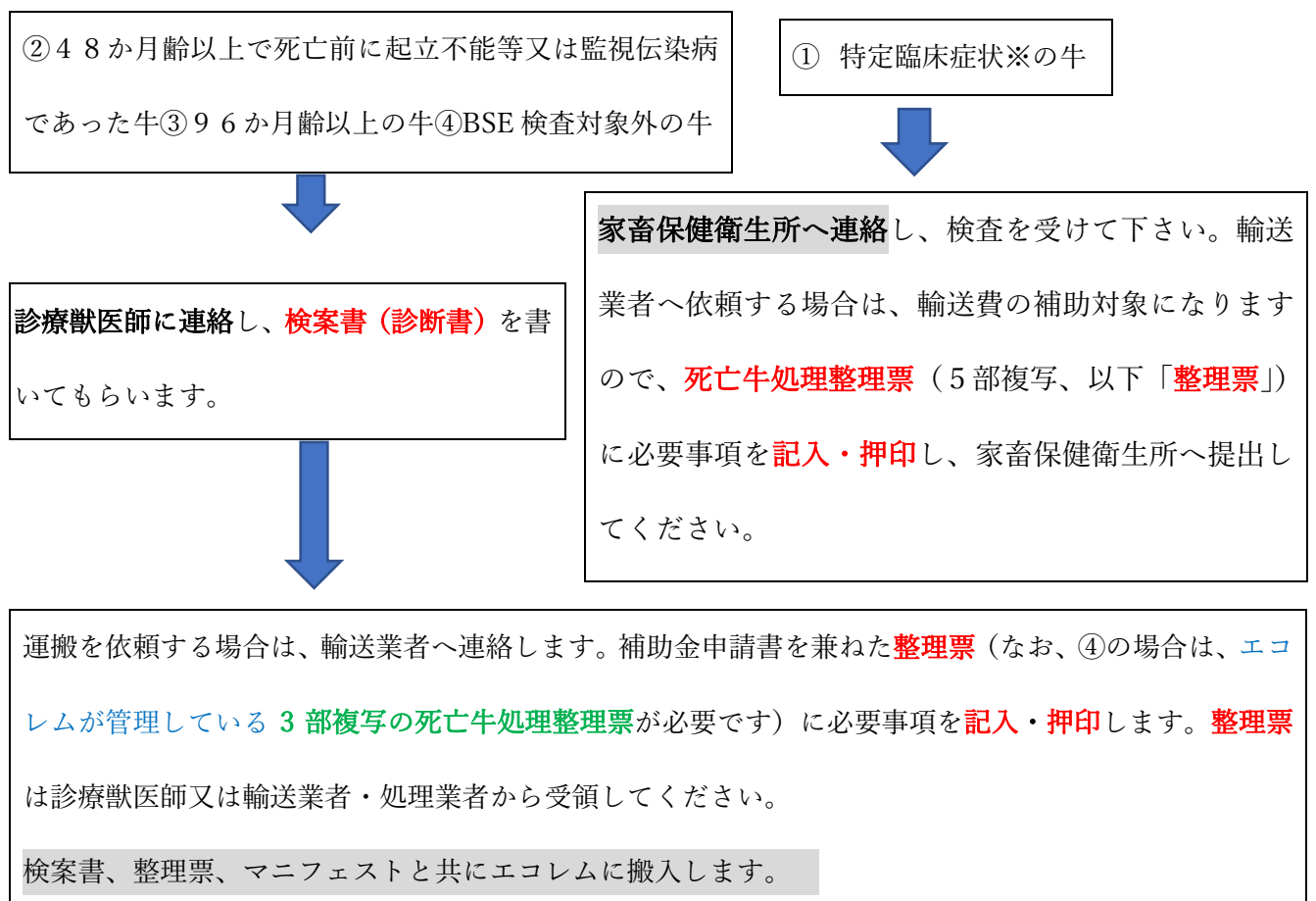
農家の皆さんへ

## 死亡牛は速やかに適正処理してください

死亡牛は産業廃棄物（運搬や処理を委託する場合には、廃棄物処理法で定める**マニフェスト**が必要です）として適正な処理が義務付けられ、みだりに焼いたり、埋めたりすることは禁止されています。

さらに、① **特定臨床症状※**を示した全月齢 ② **歩行困難、起立不能、監視伝染病等**であった**48か月齢以上** ③ ①及び②以外の**96か月齢以上の死亡牛**には、**死亡牛届出とBSE検査**が義務付けられています。BSE検査のためには、北九州エコレム協同組合（北九州市若松区、以下「エコレム」）へ輸送業者（産業廃棄物輸送業者）などに運搬を依頼し、速やかに搬入することが必要です。

1 BSE 検査対象牛が死亡したら **家畜保健衛生所へ死亡牛届出が必要です。**（届出者は、所有者又は検案した獣医師です）



※特定臨床症状とは、興奮しやすい、音や光・接触などへの過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くして柵に押しつける同左の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化、原因不明の進行性の神経症状をいいます。

## 2 事業内容

死亡牛の円滑、適正な検査と処理を推進するため、福岡県内で死亡した牛のうち、BSE 検査対象牛の所有者に対して、補助金申請（整理票の提出）に基づき死亡牛の輸送費と化製処理費の一部を助成する事業です。

区 分	輸送費補助単価（上限）	化製処理費補助単価（上限）
9 6 か月齢以上	3, 0 0 0 円／頭	7, 5 0 0 円／頭
9 6 か月齢未満、4 8 か月齢以上		
4 8 か月齢未満、2 4 か月齢以上	2, 1 0 0 円／頭	5, 0 0 0 円／頭
2 4 か月齢未満、3 か月齢以上		
3 か月齢未満	1, 5 0 0 円／頭	3, 0 0 0 円／頭